

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第71号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条生活福祉部の款生活福祉課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)